

STOP!!!



「訪問販売お断りステッカー」を無視した

その訪問販売は、



条例違反!

「訪問販売お断り」ステッカーを無視して勧誘を行った場合は北海道消費生活条例(16条1項)違反となります。被害防止のためにステッカーを活用しましょう。



北海道立消費生活センター ☎050-7505-0999

指定管理者(一社)北海道消費者協会

受付時間 平日 / 午前9時～午後4時30分

「訪問販売お断りステッカー」を 無視して訪問勧誘をされたら…

北海道立消費生活センター

受付時間 平日／午前9時～午後4時30分

050-7505-0999

泣き寝入りは、いやや！

188

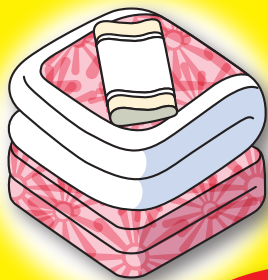
(消費者ホットライン)

※全国共通電話番号。最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。



布団勧誘

ステッカーが貼ってあるのに、訪問販売業者が自宅の中に上がり込んできて敷布団などを購入するようしつこく勧めてきた。



貴金属の買取り



「なんでも買い取る」と電話してきておきながら、訪問してきたら「貴金属はないのか」と家の中を物色されて貴金属を買い取られそうになった。

その契約
ちょっとまって

新聞勧誘

ステッカーを玄関口に貼ってあるのに、何度も新聞の勧誘をされて、そのうち洗剤等の景品を渡され断りきれずに契約してしまった。



住宅リフォーム勧誘



ステッカーを貼っていたが、訪問販売で「今なら安くできる」「宣伝に協力してくれたら工事代を安くする」と言われ高額な外壁の張替え契約を勧められた。